

規制の事後評価書（要旨）

| | | |
|----------------|--|---|
| 法律又は政令の名称 | 学校教育法施行令の一部を改正する政令 | |
| 規制の名称 | 法科大学院の収容定員に係る学則変更の認可事項化 | |
| 規制の区分 | 新設 | |
| 担当部局 | 高等教育局専門教育課専門職大学院室 | |
| 評価実施時期 | 令和8年3月 | |
| 事前評価時の想定との比較 | 課題を取り巻く社会情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現 | 課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響としてコロナ禍があるが、規制導入時である令和3年度から令和7年度までに法科大学院志願者数が回復していることなどを踏まえると、コロナ禍を経ても、当該規制がない場合に定員規模が過大となる可能性に変わりはない。 |
| | ベースラインの検証 | 想定外の影響としてコロナ禍があるが、前述のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、事前評価時に想定されていたベースラインの再設定は必要ない。 |
| | 必要性の検証 | 想定外の影響としてコロナ禍があるが、前述のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、法科大学院を法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模に管理することで、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保し、もって、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことができる環境を整備する必要性は引き続き認められる。 |
| 遵守費用 | 法科大学院の収容定員に係る学則変更に当たっては、当該法科大学院を設置する大学が認可申請を行う必要があり、そのための事務負担が発生する。学則変更に当たり認可申請を行う場合の費用は、必要な学内手続の内容等により左右されるため当該費用を明確化することは困難であるが、仮に各大学において400時間を要するものと仮定すると、1件当たりの遵守費用は、120万円（400時間×時給3,000円）と推計され、事前評価時の想定からかい離はない。 | |
| 行政費用 | 本規制の新設により、新たに発生する行政費用を切り分けて算出することが困難である点は、事後評価時においても変わりがないため、比較することは困難である。 | |
| 便益（金銭価値化）の把握 | 本規制の効果について金銭価値化して便益を把握することは困難である。 | |
| 効果（定量化）の把握 | 法科大学院への入学志願者が本規制導入時と比べて1.8倍となっている一方で、法科大学院全体の入学定員数は本規制導入時より大きく変わっていない。他方、司法試験合格者は本規制導入時と比べておおむね同水準で推移しており、また、法科大学院修了生の修了後1年目の司法試験合格率（令和5年からは在学中受験を含む。）も上昇傾向にあることから、本規制により、規制導入時の政策意図である、予測可能性を担保することにより有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となるという効果は一定程度発現していると言える。 | |
| 副次的な影響及び波及的な影響 | 本規制による副次的な影響及び波及的な影響、事前評価時に意図していなかった負の影響は特段見受けられない。 | |

| | |
|---------------------------------|--|
| 把握した費用、効果及び間接的な影響に基づく妥当性 | 社会経済情勢等の変化による影響等としてコロナ禍があるが、前述のとおり、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、副次的な影響及び波及的な影響も見受けられない。また、本規制により行政費用が発生した場合もあると考えられるものの、法科大学院における法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模の管理は引き続き必要であり、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となるなどの効果が、引き続き期待できるため、本規制を継続することは妥当である。 |
| 事後評価の実施時期等 | 令和8年3月 |